

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市会計規則の一部を改正する規則…………… 4
- 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 4
- 大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… 5
- 大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則…………… 6
- 大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… 6
- 大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… 9
- 大阪市立音楽堂規則の一部を改正する規則…………… 9

企業管理規程

- 大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程…………… 12

告 示

- 放置自動車の処理…………… 12
- 道路法違反物件の除却…………… 13
- 人事委員会委員の退職…………… 14
- 一般競争入札の執行（電子調達システムサーバ機器等の借入れ） …… 14
- 一般競争入札の執行（舞洲スラッジセンターで使用する都市ガスの調達）…………… 17
- 落札者等の公示…………… 19
- 落札者等の公示…………… 19
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定…………… 20
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定の取消し…………… 20
- 道路の位置指定…………… 21
- 道路の位置指定…………… 21
- 道路の位置指定…………… 22
- 道路の位置指定…………… 22
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… 22
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更…………… 25
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… 25
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定辞退…………… 26
- 生活保護法に基づく介護機関の指定…………… 27
- 生活保護法に基づく指定介護機関の変更…………… 30
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止…………… 32

○生活保護法に基づく施術者の指定	33
○生活保護法に基づく指定施術者の変更	35
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止	35
○電子印に係る公印の用途変更	36
○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指 定	37
○放置自動車の処理	38
○道路法違反物件の除却	38
○大阪市阿倍野 A 1 地区第 5 工区市街地再開発審査会委員の任命	39
○大阪市阿倍野 A 1 地区第 6 工区市街地再開発審査会委員の任命	39
○大阪市阿倍野 B 2 地区市街地再開発審査会委員の任命	40
○大阪都市計画事業阿倍野 A 1 地区第 2 種市街地再開発事業の事業 計画の変更	40
○大阪都市計画事業阿倍野 A 1 地区第 2 種市街地再開発事業の施行 地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	41
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追 加指定	42
○消防法に基づく違反の是正措置命令	42
○平成 21 年大阪市交通局告示第 40 号（一般競争入札の執行（大阪市 交通局平成 21 年度プリンター消耗品の購入））の一部訂正	42
○一般競争入札の執行（水道メータの修繕）	43
○大阪市議会議員北区選挙区補欠選挙の当選人	46
公 告	
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	46
○条件付一般競争入札の執行（土地の賃貸借）	49
○職員団体の登録事項（大阪市役所労働組合において専従休職を与 えられている者の氏名）	50
○職員団体の登録事項（大阪市職員労働組合において専従休職を与 えられている者の氏名）	51
公立大学法人大阪市立大学公告	
○平成 20 年度財務諸表（公立大学法人大阪市立大学）の公告	52

公布された規則のあらまし

◇大阪市会計規則の一部を改正する規則

- 1 保証金の納付に代えて納付される振替国債等の取扱方法を定めるとともに、

規定を整備することになりました。

- 2 この規則は、公布の日から施行することになりました。

(平成21年大阪市規則第131号 会計室会計管理担当)

◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 健康福祉局に生活保護に係る調査、企画及び連絡調整に関する事務を所管する理事を新設することになりました。

- 2 この規則は、平成21年10月1日から施行することになりました。

(平成21年大阪市規則第132号 総務局行政部行政管理担当)

◇大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 助産の実施を行った場合における納入義務者から徴収する費用の額の算定方法を改めることになりました。

- 2 必要な経過措置を講ずることになりました。

- 3 この規則は、平成21年10月1日から施行することになりました。

(平成21年大阪市規則第133号 こども青少年局子育て支援部こども家庭支援担当)

◇大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の実施に伴い、必要な事項を定めることになりました。

- 2 この規則は、平成21年10月1日から施行することになりました。

(平成21年大阪市規則第134号 健康福祉局生活福祉部保険年金担当)

◇大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 大阪府建築基準法施行条例の一部改正等に伴い、規定を整備するため、大阪市建築基準法施行細則の一部を改めることになりました。

- 2 この規則は、平成21年10月1日から施行することになりました。

(平成21年大阪市規則第135号 計画調整局建築指導部建築企画担当)

◇大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 荷役機械の一部を廃止するとともに、有料臨港道路に係る回数券の種類及び額を改めることになりました。

- 2 この規則は、平成21年10月1日から施行することになりました。

(平成21年大阪市規則第136号 港湾局経営管理部防災・管理担当)

◇大阪市立音楽堂規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市立音楽堂条例の一部改正に伴い、必要な規定を整備することになりました。

- 2 この規則は、平成22年1月1日から施行することになりました。

(平成21年大阪市教育委員会規則第32号 教育委員会事務局音楽団)

公布された規程のあらまし

◇大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程

- 1 ソフトウェアを無形固定資産として取り扱うことにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行なうことにしました。
- 3 この規程は、公布の日から施行することにしました。

(平成21年大阪市水道事業管理規程第24号 水道局総務部経理担当)

規 則

大阪市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月28日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第131号

大阪市会計規則の一部を改正する規則

大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第75条の次に次の1条を加える。

(振替国債等の取扱い)

第75条の2 前2条の規定にかかわらず、保証金の納付に代えて納付される振替国債（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第88条に規定する振替国債をいう。）及び振替地方債（同法第113条において準用する同法第66条（第1号を除く。）に規定する振替地方債をいう。）の取扱いについては、市長が別に定めるところによる。

第76条中第1号を次のように改める。

(1) 国債 額面金額

第76条第2号中「券面額」を「額面金額」に改め、同条中第4号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平21. 9. 28揭示済)

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月29日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第132号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

別表第1 健康福祉局の項中

「

理事	1	社会福祉及び社会保障に関する施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
----	---	--------------------------------------

」

を

「

理事	1	社会福祉及び社会保障に関する施策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
理事	1	生活保護に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

」

に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

（平21. 9. 29揭示済）



大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第133号

大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第3 備考第1 項中「給付の額」を「給付の額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書、船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第12条ただし書、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の7ただし書（私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第6条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の4ただし書又は大阪市国民健康保険条例（昭和36年条例第3号）第8条第3項の規定により加算される額を除く。）」に改める。

附 則

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の大阪市児童福祉法施行細則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の助産の実施に要した費用の徴収について適用し、同日前の助産の実施に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

(平21. 9. 30揭示済)



大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第134号

大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和36年大阪市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、世帯主が保険医療機関又は助産所（以下この条において「保険医療機関等」という。）との間で、当該保険医療機関等が世帯主を代理して出産育児一時金の支給の申請及び受取を行う旨の契約（以下この条において「代理契約」という。）を締結した場合（次項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

第10条第1項第1号中「書類」を「書類及び世帯主と保険医療機関等との間における代理契約の締結の有無を明らかにする書類」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

- 2 世帯主が保険医療機関等との間で代理契約を締結した場合において、世帯主が支給を受けるべき出産育児一時金の額と保険医療機関等が受け取る出産育児一時金の額とに差額があるときは、当該差額の支給を受けようとする世帯主は、前項の申請書に、同項に定める書類のほか、保険医療機関等が受け取る出産育児一時金の額を明らかにする書類を添えなければならない。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(平21. 9. 30揭示済)



大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第135号

大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第68条の5の4及び法第68条の5の5」を「第68条の5の3第2項、法第68条の5の5、法第68条の5の6」に改める。

第3条第1項中「及び法第68条の3第4項」を「、法第68条の3第4項及び法第68条の5の3第2項」に改め、同条第5項中「第68条の3第4項」を「第68条の3第4項及び法第68条の5の3第2項」に改める。

第3条の2第3項中「第68条の5の4」を「第68条の5の5」に改め、同条第4項中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改め、同条第6項中「第64条」を「第9条の2又は第24条」に改める。

第11条第2項中「「告示」」を「告示」に改め、同項の表中

「

府条例第56条第1項から第3項までの規定に適合しないこと
府条例第56条第4項の規定に適合しないこと
府条例第57条第1項及び第2項の規定に適合しないこと
府条例第57条第3項の規定に適合しないこと
府条例第57条第4項の規定に適合しないこと
府条例第60条の規定に適合しないこと
府条例第58条の規定に適合しないこと
府条例第59条の規定に適合しないこと
府条例第61条第1項及び第2項の規定に適合しないこと
府条例第61条第3項の規定に適合しないこと
府条例第62条の規定に適合しないこと
府条例第62条の2の規定に適合しないこと
府条例第62条の3の規定に適合しないこと

」

を

「

大阪府建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成21年大阪府条例第38号）による改正前の府条例（以下この表において改正前の府条例という。）第56条第1項から第3項までの規定に適合しないこと
改正前の府条例第56条第4項の規定に適合しないこと

改正前の府条例第57条第1項及び第2項の規定に適合しないこと
改正前の府条例第57条第3項の規定に適合しないこと
改正前の府条例第57条第4項の規定に適合しないこと
改正前の府条例第60条の規定に適合しないこと
改正前の府条例第58条の規定に適合しないこと
改正前の府条例第59条の規定に適合しないこと
改正前の府条例第61条第1項及び第2項の規定に適合しないこと
改正前の府条例第61条第3項の規定に適合しないこと
改正前の府条例第62条の規定に適合しないこと
改正前の府条例第62条の2の規定に適合しないこと
改正前の府条例第62条の3の規定に適合しないこと

」

に改める。

第1号様式中

「第1号」「第9条の2

第64条 を に改める。

第2号」 第24条 」

第9号様式中「大阪府建築基準法施行条例で」を「改正前の大阪府建築基準法施行条例で」に、「大阪府建築基準法施行条例（以下「」を「大阪府建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成21年大阪府条例第38号）による改正前の大阪府建築基準法施行条例（以下「改正前の」に、「、府条例」を「、改正前の府条例」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市建築基準法施行細則第1号様式及び第9号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市建築基準法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

（平21. 9. 30揭示済）

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第136号

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1 荷役機械の項中

30.5トン重量物用橋型 起重機北ふ頭第1号	大阪市住之江区南港北3丁目
30.5トン重量物用橋型 起重機北ふ頭第2号	同 上

を

30.5トン重量物用橋型 起重機北ふ頭第2号	大阪市住之江区南港北3丁目
---------------------------	---------------

に改める。

別表第5 普通車の項を次のように改める。

普通車	11回 券	1,000円
	100回 券	7,500円

附 則

- この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に通用しているこの規則による改正前の大阪市港湾施設条例施行規則第12条第1項及び別表第5の規定により発行された普通車の通行に係る回数券は、平成21年10月15日までの間は、その残余回数分限り、市長が別に定めるところにより、なおこれを使用することができる。

(平21. 9. 30揭示済)

大阪市立音楽堂規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月9日

大 阪 市 教 育 委 員 会

委員長 池 田 知 隆

大阪市教育委員会規則第32号

大阪市立音楽堂規則の一部を改正する規則

大阪市立音楽堂規則（昭和25年大阪市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市立音楽堂条例施行規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、大阪市立音楽堂条例（昭和25年大阪市条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第1条の2を削る。

第3条中「大阪市立音楽堂条例（昭和25年大阪市条例第34号。以下「条例」という。）第11条」を「条例第15条」に改める。

第4条を次のように改める。

（使用料）

第4条 条例第10条第2項の教育委員会規則で定める舞台設備、器具等の使用料は、別表のとおりとする。

第5条中「第8条」を「第12条」に改める。

第6条を削る。

第7条の見出しを「（施行の細目）」に改め、同条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第6条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分		単位	使用料	摘要
舞台設備	平台	1 枚	400 円	舞台用
	演台（大）	1 台	1,100 円	舞台用
	演台（中）	1 台	600 円	舞台用
	司会台	1 台	700 円	舞台用
	花台	1 台	600 円	舞台用 花びん付
	プログラムめくり台	1 台	150 円	舞台用
	指揮台	1 式	700 円	舞台、リハーサル室用、譜面台付
	譜面台	1 台	100 円	舞台、リハーサル室用
	譜面灯	1 台	100 円	舞台用
	長机	1 脚	200 円	舞台、リハーサル室用
	ピアノいす	1 脚	200 円	舞台、リハーサル室用
	コントラバスいす	1 脚	200 円	舞台、リハーサル室用
	いす	1 脚	100 円	舞台、リハーサル室用
	大太鼓	1 式	2,200 円	舞台用
ピアノ	フルコンサートピアノ	1 台	8,300 円	舞台用、調律代は別
	セミコンサートピアノ	1 台	4,400 円	舞台用、調律代は別
	アップライトピアノ	1 台	3,300 円	リハーサル室用、調律代は別

音響設備	拡声装置	1 式	3,900 円	舞台用、はね返しスピーカー 2 台付
	ミキシングアンプ	1 台	2,000 円	舞台用
	残響付加装置	1 式	3,300 円	舞台用
	マイク (A)	1 本	1,500 円	舞台用、スタンド付
	マイク (B)	1 本	1,100 円	舞台用、スタンド付
	ワイヤレスマイク	1 本	2,200 円	舞台用、電池付
	DATプレーヤー	1 台	1,100 円	舞台用
	MDプレーヤー	1 台	1,100 円	舞台用
	CDプレーヤー	1 台	1,100 円	舞台用
	ソロモニタースピーカー	1 式	2,000 円	舞台用
	はね返しスピーカー	1 式	1,100 円	舞台用
照明設備	照明基本セット (ボーダーライト1式) (サイドフロントスポットライト 2列)	1 式	7,300 円	舞台用
	ロアホリゾンライト	1 式	2,600 円	舞台用
	サスペンションスポットライト	1 列	2,600 円	舞台用
	トーマンタルスポットライト	1 列	2,600 円	舞台用
	サイドフロントスポットライト	1 列	1,700 円	舞台用
	センターピンスポットライト	1 台	3,300 円	舞台用
	スポットライト (A)	1 台	600 円	舞台用
	スポットライト (B)	1 台	350 円	舞台用
	カラーフィルター	1 枚	560 円	舞台用
その他	テレビ録画中継料		7,000 円	客席スタッフブース使用料を含む 電源使用料は別
	ラジオ録画中継料		3,000 円	客席スタッフブース使用料を含む 電源使用料は別
	音響装置持込料		7,000 円	客席スタッフブース使用料を含む 電源使用料は別
	客室スタッフブース使用料		1,300 円	電源使用料は別
	電源使用料	1 KW	200 円	

備考

この表の使用料は、「昼間」又は「夜間」に使用するときの使用料をいい、「全日」に使用するときの使用料は、この表の使用料の2倍に相当する額とする。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

企 業 管 理 規 程

大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年9月30日

大阪市水道局長 白 井 大 造

大阪市水道事業管理規程第24号

大阪市水道局会計規程の一部を改正する規程

大阪市水道事業会計規程（昭和28年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項、第41条第1号及び第3号、第42条の3第1項及び第2項、第50条第1項第1号及び第2項並びに第51条第1号中「但し」を「ただし」に改める。

第57条第2号中「借地権等」を「借地権、耐用年数が1年以上で取得価額が100,000円以上のソフトウェア等」に改める。

第60条を次のように改める。

（固定資産の取得価額）

第60条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- （1） 工事又は制作によるものは、直接及び間接に要した建設価額及び製作価額
- （2） 買入れによるものは、買入価格
- （3） 金銭以外の資産を代償として取得したものは、当該代償資産の帳簿価額。ただし、支払又は収入を伴う場合にあつては、代償資産の帳簿価額に、当該支払金額又は収入金額に相当する額を加減した額
- （4） 贈与その他によつて取得したものは、公正な評価額

第65条に次の1項を加える。

- 3 無形固定資産のうちソフトウェアについて事業として使用できなくなつたときは、帳簿価格を減額し、固定資産除却費をもつて整理するものとする。

第72条第1項及び第3項中「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（平21. 9. 30揭示済）

告 示

大阪市告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年9月28日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成21年10月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (ニッサン 黒色)	浪速区浪速東1丁目7番先
2	普通自動車 (ニッサン 青色)	浪速区浪速西2丁目10番先

(建設局管理部路上違反物件担当)

(平21. 9. 28揭示済)



大阪市告示第991号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年 9 月 29 日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成21年10月13日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所
市 道 西 成 区 第 8 8 2 0 号 線	西成区萩之茶屋1丁目3番先から 同 区 同 3 丁 目 8 番 先 まで
	西成区萩之茶屋2丁目11番先から 同 区 同 3 丁 目 5 番 先 まで
市 道 西 成 区 第 8 8 0 7 号 線	西成区萩之茶屋1丁目10番先から 同 区 花 園 北 1 丁 目 8 番 先 まで
	西成区萩之茶屋1丁目11番先から 同 区 花 園 北 1 丁 目 9 番 先 まで
市 道 西 成 区 第 8 8 0 9 号 線	西成区萩之茶屋1丁目11番先から 同 区 花 園 北 1 丁 目 9 番 先 まで
	西成区萩之茶屋2丁目7番先から 同 区 花 園 北 2 丁 目 1 番 先 まで

(建設局管理部路上違反物件担当)

(平21. 9. 29揭示済)



大阪市告示第992号

人事委員会委員 福島 伸一は、本日付けをもって退職した。

平成21年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫
(総務局人事部人事担当)
(平21. 9. 30揭示済)

**大阪市告示第1010号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項**(1) 借入物品及び予定数量**

電子調達システムサーバ機器等 一式

(電子入札対象案件)

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。**(3) 借入期間 平成22年2月8日から平成27年2月7日まで****(4) 借入場所 入札説明書による。****3 入札参加資格**

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成21年10月26日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること**(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと****(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと****(4) 平成20・21年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「46貸貸業務 A 情報機器」で登録していること****(5) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の貸貸借契約の実績がある貸貸業の者であること**

- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書（添付資料を含む。）の提出ができること
 - (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること
 - (8) 仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること
 - (9) アフターサービス・メンテナンス等の体制についての証明書の提出ができること
 - (10) 個人情報に関する内部規定等、又はプライバシーマークの取得を証明する書類の提出ができること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
 - (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成21年10月26日（月）まで無償により交付する。
 - (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成21年10月26日（月）午後5時まで
 - (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成21年11月25日（水）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成21年11月27日（金）午後1時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
 - (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成21年11月27日（金）午後1時から午後1時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成21年11月27日（金）午後1時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局第2入札室（1に同じ）
- ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成21年11月26日（木）午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
- ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
 - (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成21年10月26日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達法は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) この調達法は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be leased: Servers, etc. for Electronic Tender System of the City of Osaka 1set

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 26 October 2009

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 25 November 2009 to 5:00PM, 26 November 2009

② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 27 November 2009

③ by post: 5:00PM, 26 November 2009

(4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-

7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第1011号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪ワールドトレードセンタービルディング34階

大阪市建設局総務部経理担当 電話 06-6615-7544

2 入札に付する事項**(1) 調達件名及び予定数量**舞洲スラッジセンターで使用する都市ガス 4,340,000m³**(2) 調達物件の特質等**

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

舞洲スラッジセンター 大阪市此花区北港白津2丁目2番7号

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市のガス調達に係る入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市ガス調達に係る入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市ガス調達に係る入札参加資格申請を契約管財局契約部（電話06-4395-7161）にて行い、当該審査を受けること。ただし、平成21年10月27日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること**(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと****(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと****(4) 大阪市ガス調達入札参加有資格者名簿に登録されていること****4 入札説明書等の交付場所等****(1) 入札説明書等の交付場所**

建設局ホームページ上、及び契約担当（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成21年10月27日（火）まで無償により交付する

- (3) 入札参加申出書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 1に同じ

- (4) 入札参加申出書等の受付期間

公示の日の翌日から平成21年10月27日（火）午後5時までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

5 入札執行の日時等

- (1) 日時 平成21年12月8日（火）午後2時

- (2) 場所 大阪市建設局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成21年12月7日（月）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

- (4) 詳細は入札説明書による。

- (5) 契約の締結は、平成22年度予算が発効したときとする。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: About

4,340,000 m³ of medium-pressure gas to be used at Maishima Sludge Center of Osaka City

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 27 October 2009

(3) The date and time for the submission of tenders:

① in person: 2:00PM, 08 December 2009

② by post: 5:00PM, 07 December 2009

(4) A contact point where tender documents are available: Finance Department, General Affairs Division, Public Works Bureau, The City of Osaka 1-14-16, Nankou-Kita, Suminoe-ku, Osaka 559-0034, TEL06-6615-7544

(建設局総務部経理担当)

大阪市告示第1012号

次のとおり落札者等について公示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎契約担当 契約管財局契約部契約制度担当（大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号）

①電子調達システム等機種更新業務 ②総合評価一般競争入札 ③21. 7. 1
④日本電気株式会社 大阪市中央区城見1丁目4番24号 ⑤104,800,000
円（税抜） ⑥21. 6. 17

(契約管財局契約部契約制度担当)

大阪市告示第1013号

次のとおり落札者等について公示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方法 ③落札決定日
④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札告示日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎健康福祉局生活福祉部総合福祉システム担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①総合福祉システムの制度改正等に伴うシステム改修業務委託 ②随意 ③
平成21年8月31日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区
梅田3丁目3番20号） ⑤金388,530,135円 ⑦地方公共団体の物品等又は
特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項

（健康福祉局生活福祉部総合福祉システム担当）

大阪市告示第1014号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

・認定年月日及び認定番号

平成21年9月28日 第305号

・認定区域の名称

立花通りマンション

・認定区域の位置

大阪市西区南堀江1丁目11番1 ほか3筆

（計画調整局建築指導部建築企画担当）

大阪市告示第1015号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和についての認定を取り消したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

・認定取消し年月日及び番号

平成21年9月28日 第304号

- ・認定区域の名称

立花通りマンション

- ・認定の取り消しを行った区域の位置

大阪市西区南堀江1丁目12番4 ほか2筆

(計画調整局建築指導部建築企画担当)



大阪市告示第1016号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

指定年月日及び指令番号

平成21年9月17日

大阪市指令 大計道 第1020号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
生野区 勝山北3丁目	40番111 40番110の一部	m 4.0	m 19.63	袋路状道路

(計画調整局建築指導部道路指定等担当)



大阪市告示第1017号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

指定年月日及び指令番号

平成21年9月17日

大阪市指令 大計道 第1021号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
東成区 大今里4丁目	138番1の一部	m 4.0	m 2.82	袋路状道路

(計画調整局建築指導部道路指定等担当)



大阪市告示第1018号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

指定年月日及び指令番号

平成21年9月17日

大阪市指令 大計道 第1022号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
城東区 天王田	150 番 1 150 番 6 150 番 7 150 番 8	m 4.5	m 20.15	袋路状道路

(計画調整局建築指導部道路指定等担当)

**大阪市告示第1019号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

指定年月日及び指令番号

平成21年9月18日

大阪市指令 大計道 第1023号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
都島区 中野町2丁目	166 番	m 4.0	m 19.068	袋路状道路

(計画調整局建築指導部道路指定等担当)

**大阪市告示第1020号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①生駒内科・消化器内科クリニック ②大阪市北区堂島 2 丁目 4 番 27 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①石上クリニック ②大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 23-2611 号 ③平成 21 年 7 月 21 日

①みうらクリニック ②大阪市北区東天満 1 丁目 7 番 17 号 ③平成 21 年 8 月 1 日

①保倉眼科 ②大阪市北区大淀中 1 丁目 1 番 88-700 号 ③平成 21 年 8 月 1 日

①坂田血管外科クリニック ②大阪市中央区高麗橋 1 丁目 7 番 3 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①ザ・北浜タワー耳鼻咽喉科皮膚科クリニック ②大阪市中央区高麗橋 1 丁目 7 番 3 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①プラスクリニック上石 ②大阪市中央区南本町 3 丁目 1 番 12 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①さわだクリニック ②大阪市天王寺区真法院町 7 番 31-201 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①中川眼科クリニック ②大阪市天王寺区堀越町 13 番 18 号 ③平成 21 年 8 月 1 日

①協和医院 ②大阪市東淀川区上新庄 2 丁目 15 番 18 号 ③平成元年 7 月 1 日

①たけだ眼科 ②大阪市東淀川区北江口 4 丁目 6 番 15 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①春田眼科医院 ②大阪市東淀川区小松 1 丁目 10 番 38 号 ③平成 5 年 7 月 1 日

①北巽白鷺クリニック ②大阪市生野区巽北 3 丁目 16 番 28 号 ③平成 21 年 8 月 3 日

①しあわせクリニック ②大阪市生野区生野西 2 丁目 5 番 14 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①きた整形外科 ②大阪市阿倍野区王子町 3 丁目 13 番 19 号 ③平成 21 年 1 月 1 日

①にしかわ在宅クリニック ②大阪市阿倍野区阪南町 5 丁目 23 番 15-401 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①森本診療所 ②大阪市西成区干本南 1 丁目 23 番 25 号 ③平成 21 年 8 月 1 日

①こにし歯科クリニック ②大阪市北区国分寺 1 丁目 2 番 31 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①水沼歯科医院 ②大阪市北区南森町 2 丁目 2 番 7-103 号 ③平成 21 年 7 月 1 日

①エビス歯科医院 ②大阪市浪速区恵美須西 2 丁目 14 番 28 号 ③平成 21 年 8 月 1 日

①西谷歯科クリニック ②大阪市東淀川区小松 1 丁目 12 番 28 号 ③平成 21 年 9 月 1 日

①ワダデンタルクリニック ②大阪市旭区森小路 1 丁目 6 番 8 号 ③平成 21 年

7月1日

①石谷歯科医院 ②大阪市鶴見区鶴見2丁目3番5号 ③平成21年5月1日

①よこやま歯科クリニック ②大阪市鶴見区浜4丁目12番6号 ③平成21年9月1日

①藤井歯科 住之江分院 ②大阪市住之江区浜口東3丁目6番23号 ③平成21年9月1日

①吉田矯正歯科クリニック ②大阪市東住吉区針中野1丁目1番14号 ③平成21年8月1日

①堂島ふるる薬局 ②大阪市北区堂島2丁目4番27号 ③平成21年9月1日

①フクモト薬局 ②大阪市此花区西九条3丁目13番5号 ③平成21年8月1日

①北浜ふるる薬局 ②大阪市中央区高麗橋1丁目7番3号 ③平成21年9月1日

①サエラ薬局 真法院店 ②大阪市天王寺区真法院町7番31号 ③平成21年9月1日

①アピス薬局 なんば店 ②大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 ③平成21年9月1日

①スギ薬局 あべの店 ②大阪市阿倍野区三明町2丁目1番4号 ③平成21年8月1日

①(老人)訪問看護ステーション名 ②ステーション所在地 ③事業者名 ④事業者所在地 ⑤指定年月日

①訪問看護ステーションまいんど大阪 ②大阪市天王寺区大道2丁目11番4号
③有限会社 MARUBUN ④大阪府枚方市大垣内町3丁目2番20-102号
⑤平成21年9月1日

①訪問看護ステーションてくてく ②大阪市浪速区恵美須西3丁目3番26-206号
③株式会社 B e a r ④大阪市中央区上汐2丁目4番3-408号 ⑤平成21年8月1日

①クオレ訪問看護ステーション ②大阪市西淀川区姫島5丁目14番2号 ③株式会社 クオレ
④大阪市西淀川区大野3丁目1番4号 ⑤平成21年9月1日

①城東中央訪問看護ステーション ②大阪市城東区鳴野西4丁目1番16号 ③株式会社 ホロニクス
④大阪市淀川区西中島3丁目18番9号 ⑤平成21年9月1日

①天神の森訪問看護ステーション ②大阪市西成区岸里東2丁目14番11号 ③株式会社 マザーハウス
④大阪市住之江区粉浜2丁目13番17号 ⑤平成21年3月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)



大阪市告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による指定医療機関から、同法第50条の2の規定により、変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：あさひ薬局 福島店（開設者：株式会社 富士ファミリーファーマシー）（新）：あさひ薬局 福島店（開設者：ファーマスクエア株式会社）

②大阪市福島区吉野2丁目10番6号 ③平成21年9月1日

①（旧）：生長薬局（開設者：濱野 好一）（新）：生長薬局（開設者：濱野 光弘） ②大阪市福島区福島8丁目15番13号 ③平成21年9月1日

①（旧）：そよ風薬局 阪神店（開設者：株式会社 富士ファミリーファーマシー）（新）：そよ風薬局 阪神店（開設者：ファーマスクエア株式会社）

②大阪市福島区吉野3丁目15番16号 ③平成21年9月1日

①らん薬局 心斎橋店 ②（旧）：大阪市中央区西心斎橋2丁目2番3号（ラウンドクロス心斎橋B1階）（新）：大阪市中央区西心斎橋2丁目2番3号（ORE心斎橋ビルB1階） ③平成21年9月1日

①（旧）：ハートフル薬局 西成店（開設者：株式会社 富士ファミリーファーマシー）（新）：ハートフル薬局 西成店（開設者：ファーマスクエア株式会社） ②大阪市西成区鶴見橋1丁目6番10号 ③平成21年9月1日

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）

**大阪市告示第1022号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による指定医療機関から、同法第50条の2の規定により、廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①石上クリニック ②大阪市北区堂島浜1丁目2番6-A14号 ③平成21年7月20日

①保倉眼科 ②大阪市北区大淀中1丁目1番88-700号 ③平成21年7月31日

①浦野医院 ②大阪市大正区千島2丁目2番22号 ③平成21年8月3日

①黒田医院 ②大阪市天王寺区玉造元町18番21号 ③平成21年7月27日

①協和医院 ②大阪市東淀川区上新庄2丁目15番18号 ③平成元年6月30日

①春田眼科医院 ②大阪市東淀川区小松1丁目10番38号 ③平成5年6月30日

①小路白鷺クリニック ②大阪市生野区小路東2丁目1番12号 ③平成21年8

月 2 日

①きた整形外科 ②大阪市阿倍野区王子町3丁目12番11号 ③平成20年12月31日

①西條医院 ②大阪市住吉区山之内3丁目16番20号 ③平成21年8月31日

①平野診療所 ②大阪市平野区長吉六反2丁目2番63号 ③平成21年1月31日

①森本診療所 ②大阪市西成区千本南1丁目23番25号 ③平成21年7月31日

①水沼歯科医院 ②大阪市北区南森町2丁目2番7号 ③平成21年6月30日

①小松歯科医院 ②大阪市西区靱本町3丁目3番3号 ③平成21年9月4日

①土橋歯科医院 ②大阪市港区市岡元町2丁目3番7号 ③平成16年3月31日

①森島歯科 ②大阪市港区磯路2丁目12番1-119号 ③平成21年9月2日

①エビス歯科医院 ②大阪市浪速区恵美須西2丁目14番28号 ③平成21年7月31日

①石谷歯科医院 ②大阪市鶴見区鶴見3丁目1番4号 ③平成21年4月30日

①宮川歯科 ②大阪市住吉区長居3丁目8番4号 ③平成21年5月31日

①吉田矯正歯科クリニック ②大阪市東住吉区東田辺1丁目19番12号 ③平成21年7月27日

①生長薬局 ②大阪市福島区福島8丁目15番13号 ③平成17年6月17日

①フクモト薬局 ②大阪市此花区西九条3丁目14番21号 ③平成21年7月31日

①阿波座たまご薬局 ②大阪市西区靱本町2丁目4番10号 ③平成21年9月30日

①岡村だるま薬局 ②大阪市西成区天下茶屋1丁目2番15号 ③平成21年8月31日

①城東中央病院訪問看護ステーション ②大阪市城東区鳴野西5丁目13番2号 ③平成21年8月31日

①訪問看護ステーション天下茶屋 ②大阪市西成区岸里東1丁目4番8号 ③平成21年9月30日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第1023号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による指定医療機関から、同法第51条第1項の規定により、指定辞退の届出があったので、同法第55条の2第3号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③辞退年月日

①光井歯科診療所 ②大阪市東淀川区大桐1丁目16番11号 ③平成21年6月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第1024号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（指定年月日）

①麗インターナショナル ②大阪市北区東天満1丁目3番3号 ③福祉用具貸与（平成21年7月1日） 特定福祉用具販売（平成21年7月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年7月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年7月1日）

①訪問介護スマイルケア ②大阪市北区長柄西1丁目7番48-503号 ③訪問介護（平成21年9月1日） 介護予防訪問介護（平成21年9月1日）

①ユアーズ介護ケアプランオフィス ②大阪市北区中津4丁目6番21-304号 ③居宅介護支援（平成21年8月1日）

①とりしまケアプランセンター ②大阪市此花区西島5丁目2番22号 ③居宅介護支援（平成21年9月1日）

①フクモト薬局 ②大阪市此花区西九条3丁目13番5号 ③居宅療養管理指導（平成21年8月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年8月1日）

①愛フジックス居宅介護支援事業所 ②大阪市中央区谷町7丁目3番4-126号 ③居宅介護支援（平成21年7月1日）

①ケアサービス・チャオ ②大阪市中央区平野町1丁目7番3号 ③訪問介護（平成21年9月1日） 介護予防訪問介護（平成21年9月1日）

①ケアセンタータナギ ②大阪市中央区内本町2丁目4番16号 ③訪問介護（平成21年9月1日） 居宅介護支援（平成21年9月1日） 介護予防訪問介護（平成21年9月1日）

①ザ・北浜タワー耳鼻咽喉科皮膚科クリニック ②大阪市中央区高麗橋1丁目7番3号 ③居宅療養管理指導（平成21年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年9月1日）

①谷町センター薬局 ②大阪市中央区谷町4丁目6番2号 ③居宅療養管理指導（平成21年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年9月1日）

①株式会社リクスヘルスケア事業部 ②大阪市西区川口2丁目6番21号 ③福祉用具貸与（平成21年10月1日） 特定福祉用具販売（平成21年10月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年10月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年10月1日）

①れんげケアプランセンター ②大阪市西区北堀江2丁目11番17号 ③居宅介護支援（平成21年9月1日）

- ①医療法人信愛会 大和診療所 ②大阪市港区磯路 2 丁目 1 番 11 号 ③居宅療養管理指導（平成 16 年 7 月 1 日）
- ①有限会社アベニユー ②大阪市大正区千島 3 丁目 21 番 19 号 ③訪問介護（平成 21 年 7 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 7 月 1 日）
- ①四君子薬局 ②大阪市天王寺区上本町 6 丁目 9 番 21 号 ③居宅療養管理指導（平成 21 年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 21 年 7 月 1 日）
- ①ヘルパーステーションジズ ②大阪市天王寺区清水谷町 19 番 1-201 号 ③訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日）
- ①エビス歯科医院 ②大阪市浪速区恵美須西 2 丁目 14 番 28 号 ③居宅療養管理指導（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①アクシス・エフ・ケアズ ②大阪市淀川区宮原 1 丁目 15 番 18-1302 号 ③訪問介護（平成 21 年 5 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 5 月 1 日）
- ①ベルケアサポート ②大阪市淀川区木川東 1 丁目 10 番 23 号 ③訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日） 居宅介護支援（平成 21 年 9 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日）
- ①ミード愛ホーム ②大阪市淀川区十三元今里 1 丁目 1 番 52 号 ③小規模多機能型居宅介護（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①エンゼルハートステーション ②大阪市東淀川区大桐 5 丁目 14 番 39 号 ③居宅介護支援（平成 21 年 7 月 1 日）
- ①デイサービスセンターこすも ②大阪市東淀川区小松 2 丁目 6 番 24 号 ③通所介護（平成 21 年 7 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 21 年 7 月 1 日）
- ①ヘルパーステーションマミイ・ハンド ②大阪市東淀川区豊里 2 丁目 1 番 5-108 号 ③訪問介護（平成 21 年 8 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 8 月 1 日）
- ①訪問介護いろどり ②大阪市生野区桃谷 2 丁目 9 番 20 号 ③訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日）
- ①みらい介護サービス ②大阪市生野区新今里 3 丁目 15 番 13 号 ③訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日）
- ①金沢ケアセンター ②大阪市旭区大宮 1 丁目 21 番 6 号 ③訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日） 居宅介護支援（平成 21 年 9 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日）
- ①金沢ケア訪問看護ステーション ②大阪市旭区大宮 1 丁目 21 番 6 号 ③訪問看護（平成 21 年 9 月 1 日） 居宅療養管理指導（平成 21 年 9 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 21 年 9 月 1 日） 介護予防訪問看護（平成 21 年 9 月 1 日）
- ①来福ケアサービス ②大阪市旭区中宮 2 丁目 22 番 5 号 ③訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日） 介護予防訪問介護（平成 21 年 9 月 1 日）
- ①ワダデンタルクリニック ②大阪市旭区森小路 1 丁目 6 番 8 号 ③居宅療養管理指導（平成 21 年 7 月 1 日） 介護予防居宅療養管理指導（平成 21 年 7 月 1 日）

- ①介護ステーションオリーブ ②大阪市城東区諏訪4丁目6番30号 ③訪問介護（平成21年9月1日） 介護予防訪問介護（平成21年9月1日）
- ①ケア21じょうとう ②大阪市城東区今福西3丁目14番10号 ③居宅介護支援（平成21年9月1日）
- ①ケアプランセンター城東中央 ②大阪市城東区鳴野西4丁目1番16号 ③居宅介護支援（平成21年9月1日）
- ①城東中央訪問看護ステーション ②大阪市城東区鳴野西4丁目1番16号 ③訪問看護（平成21年9月1日） 居宅療養管理指導（平成21年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年9月1日） 介護予防訪問看護（平成21年9月1日）
- ①わかばりハビリデイサービスセンター ②大阪市城東区鳴野西1丁目14番16号 ③通所介護（平成21年9月1日） 介護予防通所介護（平成21年9月1日）
- ①訪問介護センターいろり ②大阪市鶴見区焼野2丁目6番3-102号 ③訪問介護（平成21年9月1日） 介護予防訪問介護（平成21年9月1日）
- ①ケアプランセンター心舟 ②大阪市阿倍野区丸山通2丁目6番27号 ③居宅介護支援（平成21年9月1日）
- ①スギ薬局 あべの店 ②大阪市阿倍野区三明町2丁目1番4号 ③居宅療養管理指導（平成21年8月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年8月1日）
- ①株式会社住装ライフケアサービス ②大阪市阿倍野区长池町21番13号 ③特定福祉用具販売（平成21年9月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年9月1日）
- ①全快堂薬局 ②大阪市阿倍野区王子町3丁目1番22号 ③居宅療養管理指導（平成21年2月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年2月1日）
- ①にしかわ在宅クリニック ②大阪市阿倍野区阪南町5丁目23番15-401号 ③訪問看護（平成21年9月1日） 居宅療養管理指導（平成21年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年9月1日） 介護予防訪問看護（平成21年9月1日）
- ①あいあいケアステーション ②大阪市住吉区荻田1丁目6番26号 ③訪問介護（平成21年9月1日） 介護予防訪問介護（平成21年9月1日）
- ①訪問看護ステーション f k ②大阪市住吉区荻田3丁目2番18-2号 ③訪問看護（平成21年9月1日） 居宅療養管理指導（平成21年9月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年9月1日） 介護予防訪問看護（平成21年9月1日）
- ①ケアプランセンター白い鳥東住吉 ②大阪市東住吉区今川4丁目2番5号 ③居宅介護支援（平成21年9月1日）
- ①コスモス薬局 ②大阪市東住吉区湯里2丁目11番11号 ③居宅療養管理指導（平成21年6月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年6月1日）
- ①デイサービスセンターさくらの樹 ②大阪市東住吉区西今川2丁目20番10号

- ③介護予防通所介護（平成21年8月1日）
①ヘルパーステーション白い鳥東住吉 ②大阪市東住吉区今川4丁目2番5号
③訪問介護（平成21年9月1日） 介護予防訪問介護（平成21年9月1日）
①訪問介護事業所はびっと ②大阪市東住吉区杭全2丁目13番16号 ③訪問介護（平成21年5月1日） 介護予防訪問介護（平成21年5月1日）
①株式会社ホットスタッフ ②大阪市平野区长吉六反2丁目2番63号 ③福祉用具貸与（平成21年7月1日） 特定福祉用具販売（平成21年7月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年7月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年7月1日）
①白ゆり居宅支援センター ②大阪市平野区长吉長原西1丁目3番13号 ③居宅介護支援（平成21年9月1日）
①介護療養型老人保健施設ナーシングホーム長吉 ②大阪市平野区长吉長原1丁目2番34号 ③介護老人保健施設（平成21年9月1日）
①平山歯科医院 ②大阪市平野区瓜破5丁目2番28号 ③居宅療養管理指導（平成21年6月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年6月1日）
①ビハーラ21ケアプランセンター ②大阪市平野区喜連2丁目4番33号 ③居宅介護支援（平成21年9月1日）
①リハビリデイサービスラクリ ②大阪市平野区平野南3丁目3番5-101号
③通所介護（平成21年9月1日） 介護予防通所介護（平成21年9月1日）
①グリーン・ピースケアプランセンター ②大阪市西成区花園北2丁目12番25-103号 ③居宅介護支援（平成21年8月1日）
①天下茶屋民主診療所 ②大阪市西成区聖天下1丁目10番26号 ③介護予防通所リハビリテーション（平成21年6月1日）
①ヘルパーステーションうさぎ ②大阪市西成区千本北2丁目30番12号 ③訪問介護（平成21年7月1日） 介護予防訪問介護（平成21年7月1日）
(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)



大阪市告示第1025号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による指定介護機関から、同条第4項において準用する同法第50条の2の規定により、変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

- ①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）
①アニストヘルパーステーション ②（旧）：大阪市大正区三軒家東1丁目14番11-402号 （新）：大阪市大正区三軒家東1丁目7番18-201号 ③訪問介護（平成21年8月1日） 介護予防訪問介護（平成21年8月1日）

①アニスト訪問看護ステーション ②(旧)：大阪市大正区三軒家東1丁目14番11-402号 (新)：大阪市大正区三軒家東1丁目7番18-201号 ③訪問看護(平成21年8月1日) 介護予防訪問看護(平成21年8月1日)

①えがお倶楽部ケアステーション ②(旧)：大阪市大正区三軒家西1丁目22番25-205号 (新)：大阪市大正区泉尾1丁目2番19-201号 ③訪問介護(平成20年8月1日)

①ホットケアプランセンター ②(旧)：大阪市大正区三軒家東1丁目14番11-402号 (新)：大阪市大正区三軒家東1丁目7番18-201号 ③居宅介護支援(平成21年8月1日)

①(旧)：伊藤病院 (新)：真心会病院 ②大阪市旭区新森2丁目24番20号 ③訪問看護(平成19年12月1日) 訪問リハビリテーション(平成19年12月1日) 居宅療養管理指導(平成19年12月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成19年12月1日) 介護予防訪問看護(平成19年12月1日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成19年12月1日)

①ケアステーションハッピーライフ ②(旧)：大阪市鶴見区今津南2丁目7番7号 (新)：大阪市鶴見区放出東2丁目8番5-308号 ③訪問介護(平成20年4月1日) 介護予防訪問介護(平成20年4月1日)

①リヨン介護センター天王寺店 ②(旧)：大阪市阿倍野区旭町2丁目1番1-145号 (新)：大阪市阿倍野区旭町2丁目1番1-136号 ③訪問介護(平成20年6月1日) 介護予防訪問介護(平成20年6月1日)

①(旧)：介護センターとも (新)：さくら・介護ステーショントモ ②大阪市住吉区遠里小野1丁目12番15-201号 ③訪問介護(平成21年6月1日) 介護予防訪問介護(平成21年6月1日)

①白ゆり介護センター ②(旧)：大阪市平野区喜連東5丁目14番41号 (新)：大阪市平野区長吉長原西1丁目3番13号 ③訪問介護(平成21年9月1日) 介護予防訪問介護(平成21年9月1日)

①ビハーラ21ヘルパーステーション ②(旧)：大阪市平野区喜連1丁目6番36号 (新)：大阪市平野区喜連2丁目4番33号 ③訪問介護(平成21年9月1日) 介護予防訪問介護(平成21年9月1日)

①ハローホームヘルプサービス西成 ②(旧)：大阪市西成区花園南2丁目7番12-202号 (新)：大阪市西成区橘1丁目6番10-201号 ③訪問介護(平成21年7月1日) 介護予防訪問介護(平成21年7月1日)

①訪問看護ステーションセレーノ ②(旧)：大阪市西成区天下茶屋2丁目7番8号 (新)：大阪市西成区天下茶屋2丁目21番11号 ③訪問看護(平成21年10月1日) 介護予防訪問看護(平成21年10月1日)

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)



大阪市告示第1026号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による指定介護機関から、同条第4項において準用する同法第50条の2の規定により、廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（廃止年月日）

①(株)リクスヘルスケア事業部レンタル事業課 ②大阪市中央区島之内1丁目4番3号 ③福祉用具貸与（平成21年9月30日） 特定福祉用具販売（平成21年9月30日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年9月30日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年9月30日）

①エビス歯科医院 ②大阪市浪速区恵美須西2丁目14番28号 ③居宅療養管理指導（平成21年7月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年7月31日）

①ベネッセ介護センター淀川 ②大阪市淀川区宮原2丁目13番1号 ③訪問介護（平成21年7月31日） 居宅介護支援（平成21年7月31日） 介護予防訪問介護（平成21年7月31日）

①ユアーズ介護ケアプランオフィス ②大阪市東淀川区小松1丁目15番15号 ③居宅介護支援（平成21年7月31日）

①エスペラルケアプランセンター城東 ②大阪市城東区鳴野西5丁目13番2号 ③居宅介護支援（平成21年8月31日）

①城東中央病院訪問看護ステーション ②大阪市城東区鳴野西5丁目13番2号 ③訪問看護（平成21年8月31日） 介護予防訪問看護（平成21年8月31日）

①さくら・介護ステーション千寿 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目8番21号 ③訪問介護（平成21年8月31日） 介護予防訪問介護（平成21年8月31日）

①全快堂薬局 ②大阪市阿倍野区王子町3丁目1番22号 ③居宅療養管理指導（平成21年1月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成21年1月31日）

①居宅介護支援事業所のちのネットワーク ②大阪市平野区西脇2丁目11番34-501号 ③居宅介護支援（平成21年8月31日）

①平山歯科医院 ②大阪市平野区瓜破5丁目2番28号 ③居宅療養管理指導（平成18年6月12日） 介護予防居宅療養管理指導（平成18年6月12日）

①大阪府看護協会訪問看護ステーション天下茶屋 ②大阪市西成区岸里東1丁目4番8号 ③訪問看護（平成21年9月30日） 介護予防訪問看護（平成21年9月30日）

①大阪府看護協会ケアプランセンター天下茶屋 ②大阪市西成区岸里東1丁目4番8号 ③居宅介護支援（平成21年6月30日）

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）



大阪市告示第1027号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①相原 功 ②西梅田甲斐整骨院 ③大阪市北区梅田1丁目3番1-100号 ④平成21年9月1日

①面野 靖男 ②杏総合治療所 ③大阪市都島区都島本通2丁目11番8号 ④平成21年8月1日

①市田 康二 ②やす整骨院 ③大阪市福島区吉野2丁目3番5号 ④平成21年8月24日

①廣澤 修平 ②たかみの森整骨院 ③大阪市此花区高見1丁目4番49号 ④平成21年9月1日

①上久保 文貴 ②M&J ほねほね整骨院 ③大阪市中央区島之内2丁目14番23号 ④平成21年9月1日

①高松 隆廣 ②合田島町整骨院 ③大阪市中央区島町2丁目4番3号 ④平成21年8月1日

①吉川 憲一 ②松浦整骨院 ③大阪市大正区平尾4丁目20番7号 ④平成21年9月1日

①上村 豪伸 ②整骨院てるてるぼうず ③大阪市天王寺区上汐4丁目5番3号 ④平成21年8月1日

①田中 政興 ②白寿堂整骨院 ③大阪市天王寺区生玉町10番20号 ④平成21年7月22日

①丸山 和洋 ②信光整骨院 ③大阪市天王寺区大道4丁目9番2号 ④平成21年9月1日

①岩切 篤史 ②ゑびす鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区恵美須東1丁目21番6号 ④平成21年4月1日

①中務 慎也 ②合田桜川整骨院 ③大阪市浪速区桜川2丁目9番13-105号 ④平成21年7月1日

①山口 徹也 ②夕陽丘鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区下寺1丁目3番4号 ④平成21年9月1日

①小西 雄介 ②山下鍼灸接骨院 ③大阪市西淀川区竹島3丁目4番3号 ④平成21年9月1日

①正野 修 ②はるか整骨院 ③大阪市淀川区西三国3丁目5番2号 ④平成21年8月3日

①友定 弘明 ②東三国整骨院 ③大阪市淀川区東三国1丁目19番4号 ④平成21年8月1日

①今井 綱志 ②みつわ鍼灸接骨院 ③大阪市東淀川区淡路4丁目6番48号

- ④平成21年9月1日
- ①岡田 聡子 ②とき整骨院 ③大阪市東成区中本3丁目14番1号 ④平成21年9月1日
- ①小林 申佳 ②春整骨院 ③大阪市東成区大今里南1丁目11番14号 ④平成21年8月1日
- ①藤原 博一 ②ふじわら鍼灸整骨院 ③大阪市東成区東中本3丁目7番3号 ④平成21年9月4日
- ①松波 賢 ②あい整骨院 ③大阪市東成区東小橋3丁目18番4号 ④平成21年8月15日
- ①黒江 将太 ②テラサカキヨシ整骨院 ③大阪市生野区舍利寺3丁目2番8号 ④平成21年9月1日
- ①藤田 将年 ②恵鍼灸整骨院 ③大阪市生野区勝山北1丁目2番11号 ④平成21年6月1日
- ①北村 竜一 ②あすなろ治療院 ③大阪市城東区今福西3丁目1番7-401号 ④平成21年10月1日
- ①橋本 貴司 ②えがお鍼灸整骨院 ③大阪市城東区中央3丁目7番18-123号 ④平成21年8月1日
- ①谷垣 真司 ②咲花整骨院 ③大阪市鶴見区横堤3丁目3番17号 ④平成21年8月21日
- ①植田 将史 ②しげみ整骨院 ③大阪市住吉区长居3丁目5番3号 ④平成21年7月27日
- ①大道 邦榮 ②らいふマッサージ治療院住吉店 ③大阪市住吉区荻田1丁目8番3-103号 ④平成21年8月1日
- ①田中 良明 ②たなか鍼灸整骨院 ③大阪市住吉区遠里小野4丁目5番27-101号 ④平成21年8月24日
- ①文原 彩香 ②いのり接骨院 ③大阪市住吉区杉本2丁目31番14号 ④平成21年9月1日
- ①宮崎 明 ②はり・灸整骨院 さらり ③大阪市住吉区東粉浜3丁目28番25-103号 ④平成21年9月1日
- ①山田 友樹 ②サイ鍼灸整骨院 ③大阪市住吉区长居東4丁目13番22号 ④平成21年7月1日
- ①井上 喜代志 ②西畑整骨院 ③大阪市東住吉区駒川5丁目5番12号 ④平成21年9月1日
- ①谷口 智哉 ②矢田鍼灸整骨院 ③大阪市東住吉区矢田2丁目9番16号 ④平成21年8月1日
- ①中坂 光博 ②中坂整骨院 ③大阪市平野区瓜破1丁目8番20号 ④平成21年8月31日
- ①新城 吉秀 ②マッサージレイス治療院 ③大阪市西成区天下茶屋3丁目28番21-403号 ④平成21年9月1日
- ①山本 秀治 ②まごころ整骨院 ③大阪市西成区玉出東2丁目3番33号 ④

平成21年9月1日

①山本 智巳 ②栗本柔道整骨院 ③大阪市西成区中開3丁目5番14号 ④平成21年9月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)



大阪市告示第1028号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定による指定施術者から、同法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①西田 佳司 ②（旧）：たかさご鍼灸整骨院 （新）：こうけん鍼灸整骨院
③大阪市城東区鳴野西1丁目12番17号 ④平成21年9月1日

①中井 康人 ②（旧）：七福整骨院 （新）：千寿整骨院 ③大阪市西成区玉出中1丁目12番12号 ④平成21年8月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)



大阪市告示第1029号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定による指定施術者から、同法第50条の2の規定により、廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①中野 由記 ②さくら整骨院木村 ③大阪市都島区都島中通1丁目6番21号
④平成21年2月28日

①大内田 稔 ②合田島町整骨院 ③大阪市中央区島町2丁目4番3号 ④平成21年3月31日

①田中 政興 ②白寿堂整骨院 ③大阪市中央区高津1丁目2番19号 ④平成21年7月19日

①松浦 司 ②松浦整骨院 ③大阪市大正区平尾4丁目20番7号 ④平成21年8月31日

①高田 真弓 ②整骨院てるてるぼうず ③大阪市天王寺区上汐4丁目5番3号 ④平成21年7月31日

- ①尾崎 永典 ②合田桜川整骨院 ③大阪市浪速区桜川2丁目9番13-105号
④平成21年6月29日
- ①徐 熙錫 ②柏里整骨院 ③大阪市西淀川区柏里2丁目8番17号 ④平成21年9月1日
- ①山下 泰輔 ②山下鍼灸接骨院 ③大阪市西淀川区竹島3丁目6番12号 ④平成21年8月31日
- ①岡田 亮治 ②テラサカキヨシ整骨院 ③大阪市生野区舍利寺3丁目2番8号 ④平成21年8月31日
- ①垂井 昌敬 ②恵鍼灸整骨院 ③大阪市生野区勝山北1丁目2番11号 ④平成21年6月1日
- ①山下 信吾 ②恵鍼灸整骨院 ③大阪市生野区勝山北1丁目2番11号 ④平成21年6月1日
- ①市田 康二 ②サイ鍼灸整骨院 ③大阪市住吉区长居東4丁目13番22号 ④平成21年7月1日
- ①竹中 盛喜 ②しげみ整骨院 ③大阪市住吉区长居3丁目5番3号 ④平成21年7月27日
- ①松本 欣之 ②住吉山下整骨院 ③大阪市住吉区上住吉1丁目1番5号 ④平成21年8月25日
- ①緒方 幸正 ②西畑整骨院 ③大阪市東住吉区駒川5丁目5番12号 ④平成21年8月31日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)



大阪市告示第1030号

電子印に係る公印の用途を変更するため、大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

名 称	ひな型の番号	用 途	使 用 年月日
国民健康保険事務用市長印	23	国民健康保険料の賦課徴収、資格給付事務及び国民健康保険に関する証明用 (使用する文書) ・ 国民健康保険料の賦課資料について ・ 減額・減免不承認通知書 ・ 基準収入額適用申請却下通知書 ・ 療養費等支給・不支給決定通知書 ・ 高額療養費受領委任払承認・変更通知書 ・ 診療停止通知書（国民健康保険分） ・ 返還金請求通知書（国民健康保険分） ・ 返還金請求額変更通知書（国民健康保険分）	大阪市国民健康保険自己負担額証明書 平成21年10月15日 高額介護合算支給額計算結果連絡票 平成21年12月1日

		・ 返還金請求取消通知書（国民健康保険分） ・ 返還金督促状（国民健康保険分） ・ 督促状（損害賠償請求） ・ 国民健康保険料督促状 ・ 第三者行為に起因する傷病の診療費についての照会（国民健康保険分） ・ 損害賠償請求権の代位取得通知書（国民健康保険分） ・ 損害賠償請求金の支払請求通知書（国民健康保険分） ・ 出産費資金貸付承認・不承認通知書 ・ 出産費資金償還完了通知書 ・ 国民健康保険標準負担額減額認定資格の喪失について ・ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定資格の喪失について ・ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の変更について ・ 国民健康保険一部負担金等負担割合変更通知書 ・ 還付通知書 ・ 充当通知書 ・ 国民健康保険被保険者証返還予告通知書 ・ 国民健康保険被保険者証返還処分通知書 ・ 国民健康保険被保険者証返還処分解除通知書 ・ 国民健康保険被保険者証返還処分変更（一部決定）通知書 ・ 国民健康保険被保険者証返還処分変更（一部解除）通知書 ・ 国民健康保険給付金支払の一時差止通知書 ・ 国民健康保険給付金支払の一時差止解除通知書 ・ 一時差止保険給付額からの滞納保険料控除通知書 ・ 国民健康保険料特別徴収開始通知書 ・ 国民健康保険料特別徴収停止通知書 ・ 医療機関連絡票（承認・不承認） ・ 出産育児一時金受取代理不支給決定通知書 ・ 出産育児一時金の振込について（通知） ・ 滞納者の実態調査について（依頼） ・ 大阪市国民健康保険自己負担額証明書 ・ 高額介護合算支給額計算結果連絡票	
--	--	--	--

(健康福祉局生活福祉部保険年金担当)

大阪市告示第1031号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

- ①フクモト薬局 ②此花区西九条3-13-5 ③調剤 ④平成21年10月1日
 ①サエラ薬局 真法院店 ②天王寺区真法院7-31 ③調剤 ④平成21年9月1日
 ①西中島ファミリー薬局 ②淀川区西中島3丁目14-27 新大阪南方ビル101
 ③調剤 ④平成21年7月1日
 ①ひまわり薬局 ②東成区中本4丁目1番12号 ③調剤 ④平成21年10月1日
 ①永和薬局 ②生野区鶴橋2丁目16-8 永和薬局ビル1階 ③調剤 ④平成21年7月1日
 ①スギ薬局 城東東中浜店 ②城東区東中浜5丁目7番7号 ③調剤 ④平成21年10月1日
 ①スギ薬局 あべの店 ②阿倍野区三明町2丁目1番4号 阪急ファミリーストア内 ③調剤 ④平成21年8月1日

(心身障害者リハビリテーションセンター 相談担当)

大阪市告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成21年10月23日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	自動二輪車 (ホンダ 白色)	都島区都島南通2丁目1番先
2	自動二輪車 (スズキ 黒色)	都島区都島南通2丁目1番先
3	普通自動車 (スズキ 紺色)	鶴見区鶴見5丁目11番先
4	自動二輪車 (外国車 黄色)	東淀川区下新庄4丁目4番先
5	普通自動車 (三菱 白色)	平野区長吉長原西4丁目5番先
6	普通自動車 (スズキ 紺色)	平野区長吉長原西4丁目5番先

(建設局管理部路上違反物件担当)

大阪市告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成21年10月23日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所
市 道 西 成 区 第 8 8 0 7 号 線	西 成 区 花 園 北 1 丁 目 8 番 先
	西 成 区 花 園 北 1 丁 目 9 番 先

(建設局管理部路上違反物件担当)



大阪市告示第1034号

平成21年9月28日付けをもって次の者を大阪市阿倍野A1地区第5工区市街地再開発審査会委員に任命したので、大阪都市計画事業阿倍野地区第2種市街地再開発事業施行規程（昭和56年大阪市条例第82号）第14条の規定に基づき公告する。

平成21年10月9日

大阪都市計画事業阿倍野A1地区
第2種市街地再開発事業
施行者 大 阪 市
代表者 大阪市長 平 松 邦 夫

氏 名	住 所	種別
横山 俊祐	堺市南区原山台5丁3番3-603号	1号委員

(都市整備局 阿倍野再開発事務所事業担当)



大阪市告示第1035号

平成21年9月28日付けをもって次の者を大阪市阿倍野A1地区第6工区市街地再開発審査会委員に任命したので、大阪都市計画事業阿倍野地区第2種市街地再開発事業施行規程（昭和56年大阪市条例第82号）第14条の規定に基づき公告する。

平成21年10月9日

大阪都市計画事業阿倍野A1地区
第2種市街地再開発事業
施行者 大 阪 市
代表者 大阪市長 平 松 邦 夫

氏 名	住 所	種別
横山 俊祐	堺市南区原山台5丁3番3-603号	1号委員
株式会社 樋口材木店	大阪市阿倍野区松崎町三丁目15番19号	2号委員

(都市整備局 阿倍野再開発事務所事業担当)

**大阪市告示第1036号**

平成21年9月28日付けをもって次の者を大阪市阿倍野B2地区市街地再開発審査会委員に任命したので、大阪都市計画事業阿倍野地区第2種市街地再開発事業施行規程（昭和56年大阪市条例第82号）第14条の規定に基づき公告する。

平成21年10月9日

大阪都市計画事業阿倍野B2地区
第2種市街地再開発事業
施行者 大 阪 市
代表者 大阪市長 平 松 邦 夫

氏 名	住 所	種別
徳尾野 徹	大阪府高石市東羽衣3丁目4番29-506号	1号委員

(都市整備局 阿倍野再開発事務所事業担当)

**大阪市告示第1037号**

大阪都市計画事業阿倍野A1地区第2種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第1項の規定に基づき、次の事項を公告する。

平成21年10月9日

大阪都市計画事業阿倍野A1地区
第2種市街地再開発事業
施行者 大 阪 市
代表者 大阪市長 平 松 邦 夫

1 市街地再開発事業の種類及び名称

大阪都市計画事業阿倍野A1地区第2種市街地再開発事業

2 事業施行期間

昭和59年6月11日から平成25年3月31日まで

3 施行地区の区域及び工区

(1) 区域

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目、阿倍野筋2丁目、阿倍野筋3丁目、旭町1丁目、旭町2丁目及び旭町3丁目の各一部

(2) 工区

- 第1工区 大阪市阿倍野区旭町1丁目の一部
第2工区 大阪市阿倍野区旭町1丁目、旭町2丁目及び旭町3丁目の各一部
第3工区 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目及び旭町1丁目の各一部
第4工区 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目、阿倍野筋2丁目、阿倍野筋3丁目、旭町2丁目及び旭町3丁目の各一部
第5工区 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目、阿倍野筋2丁目、旭町1丁目及び旭町2丁目の各一部
第6工区 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目の一部

4 施行者の名称

大 阪 市

5 事務所の所在地

大阪市阿倍野区旭町1丁目3番23号

6 事業計画の決定の年月日

昭和59年6月11日

7 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日

平成21年9月28日

8 事業計画の変更の年月日

平成21年10月9日

(都市整備局 阿倍野再開発事務所工事調整担当)

大阪市告示第1038号

大阪都市計画事業阿倍野A1地区第2種市街地再開発事業について都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第55条第1項の規定に基づき、大阪府知事より図書の写しの送付を受けたので、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり当該図書を公衆の縦覧に供することを公告する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 縦覧に供する図書

施行地区及び設計の概要を表示する図書

2 縦覧期間

平成21年10月9日から建築工事完了公告の日まで

3 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

4 縦覧場所

大阪市阿倍野区旭町1丁目3番23号

大阪市都市整備局阿倍野再開発事務所

(都市整備局 阿倍野再開発事務所工事調整担当)

大阪市告示第1039号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	指定日
大阪市信用金庫	堺支店	〒590-0959 大阪府堺市堺区大町西 3丁2番1号	平成21年 10月20日

(会計室会計管理担当)

大阪市(消)告示第41号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月1日

大阪市消防長 岡 武 男

- 1 防火対象物の所在地 大阪市北区天神橋4丁目5番7号
- 2 防火対象物の名称 青木ビル・お食事処つつみや
- 3 命令を受けた者の氏名 (1) 青木 均
(2) 永田 晴夫
- 4 命 令 事 項 平成21年12月25日までに、自動火災報知設備を設置すること
- 5 命 令 年 月 日 平成21年9月28日

(消防局予防部予防担当)

(平21. 10. 1 揭示済)

大阪市交通局告示第45号

平成21年8月7日付け大阪市交通局告示第40号の一部を次のように訂正する。

平成21年9月29日

大阪市交通局長 葛 本 恵 英

10 Summaryの項中、「Settled Machine(XEROX DocuPrint C3530)」とあるのを「Waste Bottle(XEROX DocuPrint C3530)」と、「Settled Machines(XEROX

DocuPrint C3540)」とあるのを「Waste Bottles(XEROX DocuPrint C3540)」と訂正する。

(交通局総務部総務担当)

(平21. 9. 29揭示済)

大阪市水道局告示第38号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成21年10月9日

大阪市水道局長 白 井 大 造

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 修繕物品及び数量

- ① 水道メータ (B) 13mm 15,200個
- ② 水道メータ (B) 25mm 13,600個
- ③ 水道メータ (B) 40mm 1,800個

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 修繕物品の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期限 平成22年3月31日

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 履行方法 入札説明書による。

(6) 入札方法 上記(1)①～③の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成21年10月26日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成20・21年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33建設・建築資

材「D水道資材」で登録していること

- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、修繕実績を有すること
- (6) 当該物品の修繕に際し、所定の数量を確実に履行することができる体制が整備されていること
- (7) 当該物品の修繕について、日本国内において検査を行うことができ、水道局の求めに応じて検査及びアフターサービスを速やかに提供できる体制が整備されていること
- (8) 当該物品の修繕に関して水道局の承認を得ていること。なお、承認を得ていない場合は、平成21年10月26日（月）までに水道局工務部給水担当量水器事務所（電話06-6323-4149）に承認申請を行い、その能力について認められること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成21年10月26日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成21年10月26日（月）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪WTCビル10階
大阪市水道局総務部管財調達担当 電話 06-6616-5462

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成21年12月2日（水）から平成21年12月3日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成21年12月4日（金）午後1時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
 - (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成21年12月4日（金）午後1時から午後1時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成21年12月4日（金）午後1時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局第2入札室（1に同じ）
- ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成21年12月3日（木）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成21年10月26日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be repaired:

① Water meters (B) 13mm 15,200units

② Water meters (B) 25mm 13,600units

③ Water meters (B) 40mm 1,800units

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 PM, 26 October 2009

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 2 December 2009 to 5:00PM, 3 December 2009

② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 4 December 2009

③ by post: 5:00PM, 3 December 2009

- (4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財調達担当)

大阪市選挙管理委員会告示第17号

平成21年9月27日執行の大阪市議会議員北区選挙区補欠選挙において、次の者が当選した。

平成21年9月27日

大阪市選挙管理委員会
委員長 中西 建 策

住 所 大阪市北区長柄中1-7-4
氏 名 新里 嘉孝

(選挙管理委員会事務局選挙担当)
(平21. 9. 27揭示済)

公 告

大阪市公安局第109号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成21年10月9日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
大阪ワールドトレードセンタービル34階
大阪市建設局総務部経理担当（調達）
電話06-6615-7194

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	巽西外2自転車保管所古自転車等－14	3 山
②	南港東外4自転車保管所古自転車等－14	5 山

3 下見日時及び保管場所

	下 見 日 時		保 管 場 所	所 在 地
①	10 月 23 日 (金)	午前 10 時から 午後 5 時まで	巽西保管所	生野区巽西 2 丁目 8 番付近
			大宮保管所	旭区大宮 1 丁目 1 番 32 号
			都島保管所	都島区都島南通 2 丁目 1 番 19 号
②	10 月 23 日 (金)	午前 10 時から 午後 5 時まで	南港東保管所	住之江区南港東 2 丁目 4 番付近
			南港保管所	住之江区南港東 5 丁目 3 番 41 号
			新木津川大橋 保管所	住之江区柴谷 1 丁目 2 番付近
			西島保管所	西淀川区西島 1 丁目 2 番付近
			北港保管所	此花区北港 2 丁目 1 番付近

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部放置自転車対策担当 電話 06-6615-6668

F A X 06-6615-6576

4 入札参加資格

(1) 平成20・21年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成21年10月22日（木）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

＊平成20・21年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成20・21年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

＊エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成21年10月22日（木）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成21年10月22日（木）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪ワールドトレードセンタービル34階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成21年10月26日（月） 午前10時

② 平成21年10月26日（月） 午前10時30分

13 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4(1)の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提

出すること

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(建設局総務部経理担当)



大阪市水道局公告第7号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成21年10月9日

大阪市水道局長 白 井 大 造

1 担当課

〒559-8558 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
大阪ワールドトレードセンタービル 10階
大阪市水道局総務部管財調達担当
電話 06-6616-5457

2 入札の性格

本件入札は、3に掲げる物件について、4に掲げる期間により、条件を付した契約で一時使用賃貸借するものである。

3 入札に付する物件

土地

物件 番号	所在地（住居表示）	地 目	貸付地積 (㎡)	指定用途	予定価格 (賃貸借料月額)
1-①	大阪市西成区長橋1丁目11番1及び8 (長橋1丁目4番街区)	宅 地 (宅地)	1,842.33	平面利用	68,260 円
1-②	大阪府枚方市楠葉中之芝1丁目198番1 (楠葉中之芝1丁目7番街区)	雑種地 (宅地)	473.27	平面利用	72,069 円
1-③	大阪府枚方市楠葉中之芝1丁目198番3 (楠葉中之芝1丁目6番街区)	雑種地 (宅地)	162.68	平面利用	23,306 円
2-①	東淀川区柴島3丁目110番2街区 (大阪市東淀川区柴島3丁目9番)	水道用地	814	平面駐車場	203,557 円
2-②	寝屋川市太秦緑が丘79番1内 (寝屋川市太秦緑が丘22番街区)	水道用地	519	平面駐車場	70,215 円

(注) 予定価格には、消費税及び地方消費税相当額が含まれていません。

4 一時使用賃貸借の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

5 入札参加者の資格

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大阪市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者であること

6 入札実施要領の交付場所等

(1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 1に同じ

(2) 入札実施要領の交付方法

公示の日から平成21年12月22日（火）まで

（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

前記1において無償により交付する。

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成21年12月1日（火）から平成21年12月22日（火）まで

（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 入札執行の日時及び場所

平成22年1月18日（月） 午前10時30分

午前9時30分から午前10時まで受付を行う。

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪ワールドトレードセンタービル 10階

大阪市水道局総務部管財調達担当入札室

8 入札保証金

入札書に記入する賃貸借料（月額・税込み）の3か月分以上

＊入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

＊落札後の入札保証金は、契約保証金に充当する。

9 入札の無効

大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第26条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（水道局総務部管財調達担当）

大阪市人事委員会公告第17号

大阪市役所労働組合（登録番号第16号）について、職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成21年10月9日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委員長 松 岡 博

- 1 職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。

専従休職者名簿

職員団体名	登録番号	氏名
大阪市役所労働組合	16	田所 賢治

- 2 登録年月日
平成21年10月1日

(監査・人事制度事務総括局任用調査部調査担当)



大阪市人事委員会公告第18号

大阪市職員労働組合（登録番号第1号）について、職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成21年10月9日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委員長 松 岡 博

- 1 職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。

専従休職者名簿

職員団体名	登録番号	氏名
大阪市職員労働組合	1	山下 博司
		長岡 雅信
		砂田 昌宏
		蜂谷 紀代美
		廣石 健次
		山口 勝己
		南部 芳昭
		岩中 伸晃
		木下 平和
		多田 輝
		田中 浩二

- 2 登録年月日
平成21年10月1日

(監査・人事制度事務総括局任用調査部調査担当)